

第5回滝沢市空家等対策協議会 会議録

1. 会議の名称

第5回滝沢市空家等対策協議会

2. 開催日時

令和5年2月17日（金）午後2時00分から午後3時00分まで

3. 開催場所

滝沢市役所 大会議室

4. 出席委員

委員7名中6名出席・・・設置条例第7条第2項の規定に基づき、会議成立。

	区分	氏名	所属・職名	備考	出欠
1	第5条第1項第1号委員 (市民)	川村 尚雄	滝沢市自治会連合会 副会長		出
2		太野 忍	滝沢市民生児童委員連絡協議会 副会長		出
3	第5条第1項第2号委員 (法務、不動産又は建築 に関する学識経験者)	下河原 勝	一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会 副会長 (株式会社 FP ホームサービス 代表取締役)		出
4		倉原 宗孝	公立大学法人岩手県立大学 教授	副 会 長	出
5	第5条第1項第3号委員 (関係行政機関の職員)	大村 晴夫	岩手県盛岡広域振興局土木部 建築住宅室建築指導課長		出
6		西塔 清	盛岡地方法務局登記部門 総括登記官		欠
7		長谷川 淳	滝沢消防署 警防係長		出

5. 事務局出席者

所属・職名	氏名	備考
滝沢市長	武田 哲	協議会会長
都市整備部長	長内 司善	
都市整備部都市政策課長	近藤 整	
都市整備部都市政策課 総括主査	伊藤 圭晃	
都市整備部都市政策課 総括主査	佐藤 志貴	
都市整備部都市政策課 主事	田村 祐貴	
都市整備部都市政策課 技師	柳澤 みな美	

6. 傍聴人の有無
無

7. 次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議事
 - ア 報告事項 令和4年度の空家等対策計画の実施状況について（公開）
 - イ 協議事項【第1号議案】特定空家等認定について（非公開）
- (5) その他
- (6) 閉会

8. 会議資料

- (1) 次第
- (2) 滝沢市空家等対策協議会委員等名簿
- (3) 資料1 報告事項 令和4年度の空家等対策計画の実施状況について
- (4) 資料2 株式会社クラッソーネ 空き家対策連携概要
- (5) 資料3 akisol モデル
- (6) 資料4 (2) 協議事項【第1号議案】特定空家等認定について
- (7) 資料5-1 特定空家等認定事前通知
- (8) 資料5-2 所有者等聞き取り調査（菓子）
- (9) 資料5-3 所有者等聞き取り調査（後）
- (10) 資料5-4 外観（立入）調査結果（菓子）
- (11) 資料5-5 外観（立入）調査結果（後）
- (12) 参考資料1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- (13) 参考資料2 滝沢市空家等対策協議会設置条例
- (14) 参考資料3 滝沢市行政情報公開条例（抜粋）

9. 質疑応答（要約要旨）

- (1) 報告事項 令和4年度の空家等対策計画の実施状況について
委員

民間事業者との協定締結を見送ったとのことですが、民間事業者との協定締結はハードルが高いものなのでしょうか。

事務局員

今回、民間事業者との協定締結を見送った理由として、市が現在結んでおります、三者協定の内容に抵触する恐れがあり、協議が調わなかったためです。民間事業者との連携については、八幡平市が株式会社ジチタイアドとの協定を締結しており、他の自治体でも同様に民間事業者と協定を締結している

事例があります。そのため、民間事業者と協定を締結することが特別、ハードルが高いものとは認識しておりません。

(2) 協議事項【第1号議案】特定空家等認定について

委員

八幡平市などで行政代執行を行った実績があると認識しているが、他市の事例を聞き取ったりはしているか。

事務局員

令和4年の11月～12月にかけて、県内で代執行を行ったことがある5市に対し、訪問し聞き取りを行っており、その内容も参考にしております。

委員

意見ですが、助言又は指導の回数設定理由について、もう少し合理的な判断が必要なのではないかと考えます。助言又は指導の回数を何回とする理由の補強を行うことや、改善の意思は見せるものの対応を行わない人がいた場合に、判定基準表の点数が何点以上になったら分類を見直すといった手法も検討してはどうでしょうか。

質問ですが、行政の立場から特定の業者を紹介することは難しいと考えますが、何か行政の立場から解体事業者等を紹介できる仕組みはあるのでしょうか。

事務局員

まず、助言又は指導の回数設定について貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

また、解体業者等を紹介することについてですが、委員がおっしゃるとおり、市から直接、解体事業者を紹介することは難しいです。ただし、現在市シルバー人材センター・市商工会・市で結んでいる三者協定で商工会から解体事業者の紹介を行えるよう体制を整えており、仮に所有者等から業者を紹介してほしいといった旨の相談があった場合は、この三者協定に基づき、商工会を通じて業者を紹介する流れとなっております。